

# 電力小売全面自由化後の 託送収支の事後評価について

平成28年1月16日（月）



電力・ガス取引監視等委員会  
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

# 小売電気料金の事後評価

- これまで、小売電気料金については、原価算定期間経過後は毎年、本委員会（料金審査専門会合）において、各社の部門別収支や経営効率化の取組状況を聴取するとともに、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを確認するなど、事後評価に係る審議を行ってきたところ。
- 平成28年度以降は、電力小売事業への参入が自由化され、各事業者が自由に料金メニューを設定することが可能となり、市場競争を通じて小売り料金の低廉化を促進する仕組みとなった。（経過措置料金については引き続き事後評価を実施。）

## 【小売電気料金の事後評価の実施状況】

	昨年度	本年度（予定）
実施時期	平成28年3月～4月	平成29年2～3月
実施方法	料金審査専門会合で審議	料金審査専門会合で審議
評価対象	平成26年度の決算等	平成27年度の決算等
対象事業者	東京電力、北陸電力、中国電力、沖縄電力 ※ 料金改定後、原価算定期間が終了していない事業者は対象外	中部電力を除く9事業者

# (参考) 昨年度の事後評価

- 経済産業大臣からの任意の意見聴取に基づき、東京電力、北陸電力、中国電力及び沖縄電力の供給約款等に基づく電気料金の原価算定期間終了後の事後評価を実施。
- その中で、東日本大震災後に小売料金を値上げした東京電力につき、①料金原価と実績費用の比較、②規制部門と自由化部門の利益率の比較、③経営効率化への取組等を追加検証。

## 1. 審議状況等

3月10日 経済産業大臣より委員会へ意見聴取

### <電気料金審査専門会合における審議>

3月22日 第12回 ・東京電力、北陸電力、中国電力及び沖縄電力の事後評価に関する審査基準に基づく審査  
・東京電力の事後評価に関する追加検討

4月5日 第13回 ・東京電力の事後評価に関する追加検討  
・まとめ案についての審議

### <本委員会における審議>

4月15日 第27回 ・経済産業大臣への回答についての審議（同日付で回答）

## 2. 審査結果

- ① 東京電力、北陸電力、中国電力及び沖縄電力の4社について、電気事業法(昭和39年法律第170号)第23条第1項の規定による供給約款等の変更の認可の申請命令に係る「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」(平成12・05・29資第16号)第2(20)④に照らし、電気事業利益率等についての検討を実施した。電気料金審査専門会合において、値下げ認可申請の必要があるとは認められないことで認識が一致した。
- ② 東京電力について、平成24年の料金値上げ時に経済産業省として継続的に監視していくこととされていたこと及び消費者基本計画の工程表に記載されている内容を踏まえ、追加の検討を実施した。具体的には、費目毎の料金原価と実績との比較及び乖離状況等、自由化部門と規制部門の利益率の状況及び部門間の差異並びに経営効率化の取り組み状況について、事業者からの説明等に基づき審議を実施し、合理的な理由無く料金原価を上回る実績となっていないことなどを確認した。

# 託送収支の事後評価の在り方

- 小売全面自由化後も地域独占が残る送配電部門については、市場競争が存在しないことから、効率化・料金の低廉化を促進する別途の仕組みが必要と考えられる。
- こうしたことから、平成28年度実績分から、一般送配電事業者の収支状況（託送収支）や効率化の取組状況について、当委員会が定期的に公開の場で事後評価を行うこととしてはどうか。
- その際、例えば、以下のような形で実施してはどうか。
  - ① 料金審査専門会合等、公開の場で3～5年ごとに審議する。
  - ② 超過利潤累積額や、想定単価と実績単価の乖離率といった結果を確認するだけでなく、各社の取組状況も評価し、さらなる取組を促進する方向で議論する。
  - ③ 具体的には、例えば、
    - 費用や収益の増減要因分析
    - 競争調達比率向上等の具体的な取組やその目標設定等を評価することにより、各社の効率化を促進する。
  - ④ また、各社の先進的な取組についての情報共有を促進する。

（参考）託送収支の事後評価に関する現行の取組

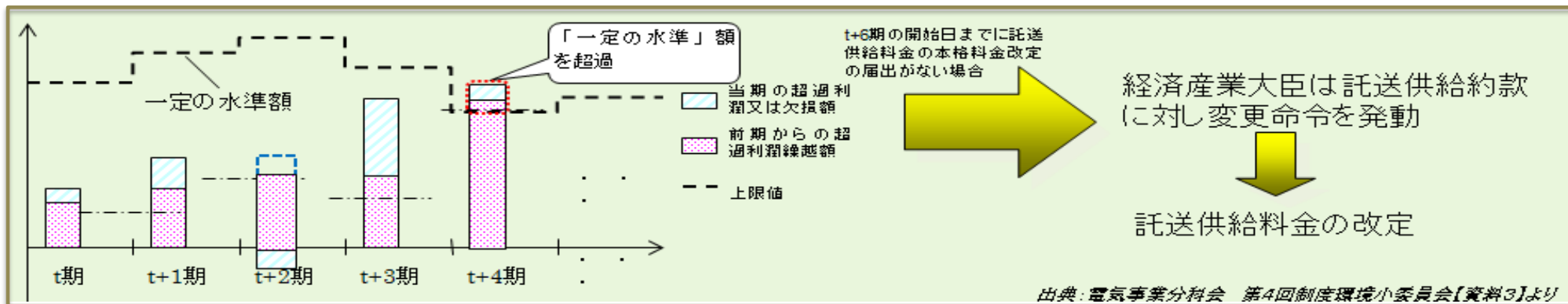
電力各社が、電気事業託送供給等収支計算規則に基づき、各事業年度経過後4か月以内に、自社ホームページにおいて託送収支計算書を公表。国は、監査等を通じて超過利潤累積額等を確認し、託送料金変更命令の発動の要否を確認。

# (参考) 託送料金変更命令の発動基準

- 託送料金制度では、料金設定の適正性・透明性確保の観点から、値上げ時は「認可制」を採用。
- 一方、値下げ時は、超過利潤を全額還元対象にすると事業者による効率化インセンティブが働かなくなること、認可制では機動的な対応が困難であることから、「変更命令付き届出制」を採用。
- 変更命令の発動については、従来からの「ストック管理方式」に加え、より一層厳格な託送料金の監視のため、新たな「事後評価」の仕組みを導入。

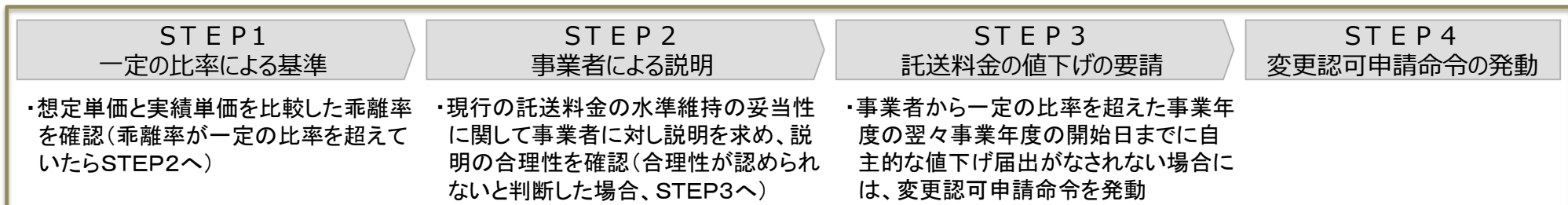
## <ストック管理方式>

超過利潤累積額が一定の水準を超えた場合で、翌々事業年度開始日までに値下げ届出がなされない場合には、託送供給約款（料金）に対する変更命令を発動する仕組み



## <新たな事後評価>

「想定単価と実績単価の乖離(原価とのズレ)」を確認し、乖離が一定の比率を超え、事業者の説明に料金水準維持の合理性が認められない場合に、翌々事業年度の開始日までに値下げ届出がなされない場合には、託送供給約款（料金）の変更命令を発動する仕組み



# (参考) 託送料金に係る処分基準

## 第2 処分の基準

### (14) 第19条第1項の規定による託送供給等約款等の変更の認可の申請命令

第19条第1項の規定による託送供給等約款等の変更の認可の申請命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ① 第18条第1項の認可を受け、又は同条第5項若しくは第8項の規定により届け出られた託送供給等約款が、認可を受け、又は届け出られた当時は合理的なものであったとしても、例えば、物価の大幅な変動や需要構成の著しい変化があるなど社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認められる場合
- ② 電気事業託送供給等収支計算規則(平成28年経済産業省令第47号)に基づき公表した最近の超過利潤累積額管理表において、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合(ただし、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて定めた還元額を基準託送供給料金の原価に算入して基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。)
- ③ 電気事業託送供給等収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において補正後乖離率が一定の比率(マイナス5パーセント)を超過している場合(ただし、現行の基準託送供給料金の水準維持の妥当性に関して一般送配電事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。)

なお、上記の判断に当たっては、小売電気事業者と一般送配電事業者との間に託送供給等約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

## (参考) 電力託送料金に関する消費者委員会の答申

- 消費者委員会において、今後の電力託送料金の審査等に関して消費者の視点から検討を行い、本年7月に答申。

### 【答申のポイント】

- ① 例えば、3～5年に一度、託送料金の洗い替え（原価ベースでの審査）をするなど、コスト削減の結果が料金に反映されるようにすること（※）
- ② 家庭用（低圧）に過大な負担が寄らないように固定費の配分基準を見直すこと
- ③ 事業者の効率化努力を促進するため定期的に検証すること
- ④ 託送料金の仕組み等について、消費者への積極的な情報提供をすること

(※) 現行の託送料金制度について

- ・値上げは認可制である一方、値下げは届け出制（事業者の効率化インセンティブ）。
- ・但し、認可後も厳格な事後評価を行い、一定の基準に基づき（①想定単価と実績単価の乖離率が5%以上、②累積の超過利潤額が一定額以上）、必要に応じ、値下げの認可申請命令を発動。